

川島町災害時避難行動要支援者（防災カード）制度

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において自力で避難することが困難な方を把握し、災害時における地域での支援の仕組みを作り、障がいのある方やひとり暮らしの高齢者などが、安心して暮らすことのできる地域づくりの推進を図ることを目的とするものです。

※災害対策基本法の改正及び川島町地域防災計画の改訂により、これまでの「手上げ方式」による災害時要援護者支援制度から、新たに「同意方式」を加えた災害時避難行動要支援者制度に変更になります。

◆避難行動要支援者制度とは

障がいのある方や一人暮らしの高齢者など災害が起きたときに手助け（支援）を必要とする方に対して、自治会、自主防災会、民生委員・児童委員など地域が連携して支援をしていく制度です。

◆避難行動要支援者とは

避難行動要支援者とは、災害が発生した場合等に避難等の支援が必要な方で、次の方が対象となります。

①	身体障害者手帳 1～3 級の第 1 種（肢体・視覚・聴覚障害）を所持している方
②	療育手帳 [㊤] ・A を所持している方
③	精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持している単身世帯の方
④	介護保険における要介護認定 3～5 を受けている方
⑤	町の生活支援を受けている難病患者の方
⑥	その他町長が特に災害時の支援が必要と認める方

※施設や病院などに長期入所、入院している方は対象になりません。

◆災害時の支援等

避難行動要支援者から同意を得たうえで、自治会、自主防災会、民生委員・児童委員など地域の避難支援等関係者に対し、避難支援等の実施に必要な限度で、防災カードの名簿情報を提供し、日ごろの声かけや迅速な避難や安否確認等の支援に役立てます。

ただし、同意の有無にかかわらず、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、避難支援等の実施に必要な名簿情報を提供します。

※なお、地域の自治会の方が支援者となります。未加入の方は、自治会に加入しましょう。

◆提供する登録内容は（避難行動要支援者聞き取り票 （防災カード））

氏名・年齢（生年月日）・性別・住所・電話番号・緊急時の連絡先等を記載します。

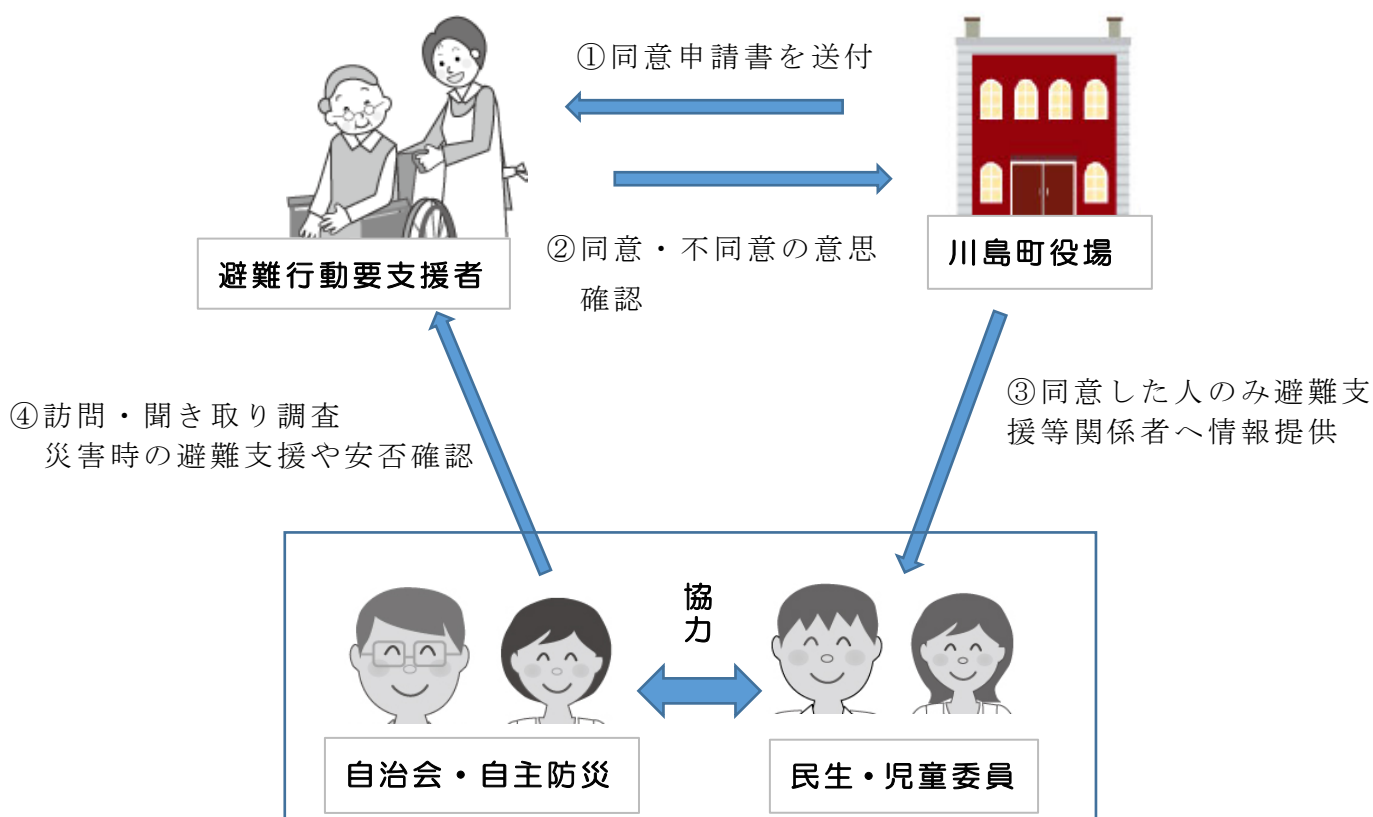
◆避難支援関係者とは

避難支援関係者とは、地域の自治会、自主防災会、民生委員・児童委員などです。避難支援関係者には、避難行動要支援者への日ごろの声かけや災害が起きたときの安否確認や避難の手助けをお願いします。

普段から気軽に話せる関係を作れるように心がけることも大切です。

避難支援関係者には、できるだけの支援をお願いするもので、災害の状況によっては支援が必ずしも保証されるものではありません。また、支援者が責任を負うものでもありません。

◆避難行動要支援者制度のしくみ



問合せ先 川島町役場 2階
総務課 自治振興・危機管理グループ
住所：川島町大字下八ツ林870-1
電話：049-299-1753（直通）